

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月11日

【発行者の名称】 スウェーデン地方金融公社  
(Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))

【代表者の役職氏名】 ヨーナス・スベンソン  
(Jonas Svenson)  
上席ドキュメンテーション・マネージャー  
(Senior Documentation Manager)

カロリーナ・モーリン  
(Karolina Molin)  
上席ドキュメンテーション・マネージャー  
(Senior Documentation Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年7月4日
効力発生日	平成30年7月12日
有効期限	令和2年7月11日
発行登録番号	30 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	736,120,903,500円

【効力停止期間】

この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止しない。

【提出理由】 平成31年3月29日に提出した発行登録追補書類（発行登録追補書類  
番号30 - 外債1 - 65）の記載事項の一部を訂正するため。

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第三部【保証会社等の情報】

#### 第2【保証会社以外の会社の情報】

##### 2. 継続開示会社たる当該会社に関する事項

###### (1) 当該会社が提出した書類

< 訂正前 >

(前 略)

#### 八. 臨時報告書

上記イ. の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成30年5月29日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成30年5月29日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成30年8月17日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成30年10月11日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき臨時報告書を平成31年1月15日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を平成31年2月6日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成31年2月27日に提出

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

#### 八. 臨時報告書

上記イ. の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成30年5月29日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成30年5月29日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成30年8月17日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成30年10月11日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき臨時報告書を平成31年1月15日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を平成31年2月6日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成31年2月27日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第7号の3の規定に基づき臨時報告書を平成31年4月10日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を平成31年4月10日に提出

( 後 略 )